

婚姻届を出される方へ

(各種手続きのご案内)



ご結婚おめでとうございます。
婚姻届のほかに次のような手続きが必要になりますので、該当するものがありましたらお忘れなく手続きをしてください。
なお、一般的な手続き事項をお示したものであり、これら以外の
手続事項や書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地
秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

住民基本台帳カード・個人番号カード(通知カード)

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当	確認欄
1 個人番号カード(通知カード)／住民基本台帳カードを持っている方	・名字が変わる方は、新しい名字を記載しますので、カードをお持ちください。	・個人番号カード(通知カード) ・住民基本台帳カード	住民課 総合窓口G (戸籍)	

移住定住

2 新婚世帯・子育て支援家賃助成対象の方	・交付申請書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・民間賃貸住宅の場合は賃貸借契約書	建設課	
3 新婚世帯・子育て支援引越費用助成対象の方	・交付申請書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・移転料がある場合は証明書	建設課	
4 結婚祝金交付対象の方 (婚姻時に夫婦の年齢が満80歳未満)	・交付申請書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書	企画課	